

# 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令の概要

平成31年3月

総務省

## 1 改正の趣旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定、地方公共団体の標準財政規模の算定等における森林環境譲与税の取扱いを定める等、地方自治法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う。

## 2 主な改正の内容

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正

森林環境譲与税の創設に伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定を改正する。

### (2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）の一部改正

森林環境譲与税の創設に伴い、地方公共団体の標準財政規模の算定方法を定める規定を改正する。

### (3) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）の一部改正

森林環境譲与税の創設に伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定を改正する。

### (4) 総務省組織令（平成12年政令第246号）の一部改正

森林環境譲与税の創設に伴い、自治税務局及び同局企画課の事務を定める規定を改正する。

## 3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。